

特記仕様書

- 1 総 則 この特記仕様書は地域防災課が使用する災害救助用毛布の購入について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 件 名 災害救助用毛布の購入（その2）
- 3 納入期限 令和5年3月31日（金）
尚、納品日については事前に担当課と協議し、用意でき次第、納品すること。
- 4 担 当 課 危機管理室 地域防災課
- 5 納入場所 塩浜第2 防災倉庫
- 6 納入住所 市川市塩浜4丁目2番5号（ハイタウン塩浜5号棟1階防災倉庫内）
- 7 数 量 真空パック フリース毛布 6000枚(10枚入600箱)
- 8 規 格 納品する物品は下記の規格を満たすものとする。
(1) 素材 ポリエステル100%
(2) 寸法 横150cm×縦210cm以上
(3) 重量 1.0kg以上
(4) デザイン ブラウン系無地
(5) 加工 四方ヘム及び両面刈毛加工
(6) 染色堅ろう度 ア 耐洗濯性 (JIS L0844 A-2) 変退色・汚染4級以上
イ 耐汗性 (JIS L0848) 変退色・汚染4級以上
ウ 耐摩擦性 (JIS L0849 II) 乾燥・湿潤4級以上
エ 耐光性 (JIS L0842) 変退色3級以上
(7) 難燃性 公益財団法人日本防災協会が定める防災製品認定規程の基準に適合した製品であること。(防災製品ラベル付き)
- 9 包 装 (1) 包装は、毛布を1枚毎に1/24折以下にし、包装フィルムの袋に入れ、包装内の水分率を1%以下にして、梱包要件を満たす容積まで圧縮した後、真空包装(真空パック)する。
(2) 真空パックは日本国内のISO14001とISO9001の認証を取得した工場にて行うこととする。

(3) 包装は、カビ、害虫、異臭、染み、変色等の劣化から毛布を 10 年以上保護できるものとする。

(4) 包装フィルムに赤文字で「災害対策用フリース毛布」「毛布が 1 枚入っています」「ここからあけてください」の印字とともに切り口を 2 ヶ所設けること。

(5) 包装フィルムの品質は下表に適合する日本メーカーのアルミ多層フィルムとし、焼却時に塩素ガス及びダイオキシンが発生しないものとする。

項目	基準	測定法
引張試験	縦横方向 800kgf/c m ² 以上	JIS K6732
伸び	縦横方向 90%以上	JIS K6732
引裂試験	縦横方向 180kgf/cm 以上	JIS K6732
ヒートシール強さ試験	7.0kgf/15mm 以上	JIS Z1707
気体透過度試験	1.0c m ³ /m ² ・24h・atm 以下	JIS K7126-1
透湿度試験	0.1g/m ² ・24h 以下	JIS K7129

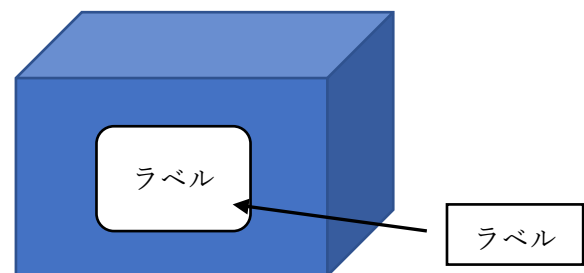
10 梱包

(1) ダンボールケース 1 箱に真空包装した毛布 10 枚を入れ、上下開封口は粘着テープで封じ、PPバンドを 3 本掛け熱融着すること。

(2) ケースは 7 段積みになれ得る強度の日本製のリサイクル可能な両面耐水性（撥水性は不可）の耐水 K 6 × S × 耐水 K 6 の W カートンダンボールケースとし、寸法は容積で 0.06 m³以下となるサイズとすること。

(3) 外装に、「災害救助用毛布」、「数量 10 枚入り」、「市川市」の表示とともに、納入年月及び納入業者名を 4 面に、印字またはシール貼付で明記すること。

災害救助用毛布	
市川市	
数量	10 枚入り
納品年月	2023 年〇月
納入業者	株式会社 〇〇〇〇



11 納入について (1) 納入のスケジュールについては、事前に担当課と協議すること。

(2) 納入費用を含むものとする。

(3) 納入の際に生じたごみは持ち帰ること。

12 検収について (1) 納品に際しては担当課担当者及び契約課担当者の検収を受けるものとする。

(2) 納品検査用の毛布として、開封できるものを1個用意すること。

- 13 証明書の提出 入札後、速やかに下記の書類を提出すること。※(5)(6)(8)は写し不可
- (1) 公益財団法人日本防災協会防災製品認定委員会の防災製品認定書
 - (2) 公的検査機関による包装フィルムの試験報告書
 - (3) 公的検査機関による毛布の品質検査報告書
 - (4) 真空パックの ISO14001 と ISO9001 の登録証
 - (5) 段ボールメーカー発行の両面耐水性ダンボールの品質証明書及び出荷証明書
 - (6) フィルムメーカーの出荷証明書
 - (7) 環境省発行の毛布製造メーカーが取得した産業廃棄物(防災用毛布または毛布類など)の広域認定証
 - (8) 真空包装の10年間保証書
- 14 その他
- (1) 納入する製品は、傷・汚れ・その他外観を損ねるものがない。
 - (2) その他不明な点は、担当課担当者及び契約課担当者へ連絡し、指示を受けること。
 - (3) 暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
 - (4) この特記仕様書に定めのない事項について、物品供給契約書（物品供給契約約款を含む）に定めるとおりとする。